

障害者総合支援法による補装具製作方法

神戸市在住の方(制度を利用しての補装具製作がはじめての方)

ご使用中の補装具は、障害者総合支援法により、身体障害者手帳を利用して製作することができます。製作を行うためには、神戸市身体障害者更生相談所で補装具判定医が判定を行う来所判定に参加していただく必要があります。

製作までの流れ

- ① 貴方の管轄の区役所の『保健福祉課(障がい福祉担当)』へ行き、補装具新調の申請を行ってください。その際に、障害者総合支援法では初めて補装具を申請することを区役所担当者に伝え、神戸市身体障害者更生相談所の来所判定の予約を同時に取ってください。
※申請の際にはマイナンバーが分かるようにして、障害者手帳と印鑑(認印)をお持ちください。
- ② 更生相談所の判定予約日が確定しましたら、弊社へご連絡ください。
※来所判定:場所:神戸市中央区橘通 3 丁目 4-1 神戸市立総合福祉センター3 階
日時:木曜日(月2~3回開催のため、申込月により異なります)14:00~16:00
- ③ ご予約された判定日に更生相談所に来所ください。判定時には、判定医の指導のもと弊社担当義肢装具士がお身体の採寸・採型を行います。
- ④ 区役所より『支給決定通知書』『補装具費支給券』がご自宅に届きます。
書類がご自宅に届きましたら、弊社に“支給券が届いた”とご連絡をお願いします。
*神戸市からは、こちらに通達等入りませんので、連絡がない限り、許可がおりたことはわかりません。
また、ご自宅に届いた『補装具費支給券』は、装具完成後の物品検収に必要となりますので、書類には、何も記入・押印せずに、弊社までお送り(お届け)ください。
- ⑤ ④の許可連絡が入れば、補装具の製作に取りかかり、装具完成後に行われる更生相談所での物品検査等の手続きを進めさせていただきます。
- ⑥ 物品検査後、装具をお渡しする日時と場所のご相談をさせていただきます。
- ⑦ 補装具のお渡し時に、『補装具費支給券』に必要事項のご記入、ご捺印をいただきますので、朱肉を使うタイプの認印をご用意ください。自己負担額がある場合には、納品当日までにご用意ください。負担額の有無は、支給決定通知書に記載されています。

株式会社 澤村義肢製作所

〒650-0047 神戸市中央区港島南町 3 丁目 3 番 24

TEL 078-304-6680 FAX 078-304-6681

<https://sawamuragishi.jp/>